

# ガーデンハイム楓 重要事項説明書

令和 6年 8月 1日改正

## 1. 運営法人概要

運営法人 社会福祉法人 秩父正峰会  
法人所在地 埼玉県秩父市和泉町16番地  
電話番号 0494-26-5455 FAX番号 0494-26-5456  
代表者名 理事長 吉田 廣文

## 2. ご利用の施設

施設名 ガーデンハイム楓  
所在地 埼玉県秩父市荒川上田野766番地1号  
電話番号 0494-54-3210 FAX番号 0494-54-0555  
介護保険事業者番号 平成26年 4月 1日  
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設生活介護 埼玉県：1174900967

## 3. 苦情相談窓口

施設担当者名 飯出賢司・久保翔太 電話番号 0494-54-3210  
秩父市役所荒川総合支所 市民福祉課 電話番号 0494-54-2395  
埼玉県国民健康保険団体連合会苦情対応係相談窓口 電話番号 048-824-2568

## 4. 施設概要

運営理念 「あたたかさ・やさしさ・思いやり」  
人間としての尊厳を大切に、家族的な雰囲気が入居者の個性を生かし、日常生活の介護支援を行います。  
居室概要 介護居室：30室（1居室面積 15.68㎡） 定員：30名  
共同施設 浴室、トイレ、洗面室、洗濯室、機能訓練スペース(食堂兼用)、談話スペース

## 5. 職員体制

管理者1名 生活相談員1名 計画作成担当者1名（兼務） 看護職員1名  
介護職員12名（非常勤含む） 機能訓練指導員1名（兼務） 栄養士1名  
調理員5名（非常勤含む） 事務職員1名  
第三者評価実施状況 実施していません

## 6. 提供サービスの概要

入居者の要介護ごとに計画作成担当者による介護計画を作成し、それに基づいて下記サービスを実施します。

### 介護サービス

- 家事（居室の掃除、洗濯）●食事介助（配下膳、摂食介助）
- 介護（トイレ誘導、おむつ交換等）●清掃及び入浴介護
- 身辺介護（居室からの移動、衣類の着脱等）

### 生活サービス

- 日程表を設けて入居者の活動を拘束するようなことはしないで、創意と工夫を生じて自立を目指した生活支援を行います。
- 日常生活全般に対する相談助言、レクリエーション等を行います。

### 食事サービス

- 1日3食 ●料理の温度を大切に、楽しい食事時間を提供します。
- 食事時間の制限等を行いません。

### 健康・衛生管理サービス

- 毎月1回嘱託医往診 ●医療機関の紹介、緊急対応 ●検温、検脈、血圧測定
- 洗面、着替え、入浴介助、整髪、髭剃り、爪切り等
- 共同使用の食器消毒、汚物衣類消毒、寝具消毒

## 7. 利用料

○ 入居一時金 ● 入居時に利用料保証金として83,000円（退居時に返還）

○ 毎月の利用料 ● 家賃 41,500円/月

● 食費 1,445円/日

● 管理費 14,500円/月

● 介護保険入居者自己負担額

サービス料	1割	2割	3割
要支援1・・・日額	183円/日	366円/日	549円/日
要支援2・・・日額	313円/日	626円/日	939円/日
要介護1・・・日額	542円/日	1084円/日	1626円/日
要介護2・・・日額	609円/日	1218円/日	1827円/日
要介護3・・・日額	679円/日	1358円/日	2037円/日
要介護4・・・日額	744円/日	1488円/日	2232円/日
要介護5・・・日額	813円/日	1626円/日	2439円/日

・ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

22円/日 44円/日 66円/日

・ 退院・退所時連携加算

30円/日 60円/日 90円/日

※入居から30日以内、要支援1と2の方は含まれない

・ 科学的介護推進体制加算

40円/月 80円/月 120円/月

・ 介護職員等処遇改善加算Ⅱ 上記サービス料及び加算項目の合計の12.2%

※自己負担額は、介護保険負担割合証により1割・2割・3割負担が決定されます。

○ その他費用 ● 居室内電気料、個人の日常生活品、おむつ代、理容代、嗜好品等は実費負担となります。

## 8. 協力医療機関

嘱託医療機関 浅海医院 埼玉県秩父市荒川日野212  
電話番号 0494-54-1182  
協力歯科医療機関 医療法人社団正峰会 吉田歯科クリニック  
埼玉県秩父市荒川上田野982-1  
電話番号 0494-54-1700

○ 安全管理 防災、避難訓練等設備を含めて安全面に常時配慮しています。

○ 身体拘束ゼロを目指しております。

当施設では、穏やかで自由に伸び伸び暮らせるよう日々努めております。原則として身体拘束は致しません。緊急時、やむをえない身体拘束に関しては、ケース会議での議事内容等をご利用者及びそのご家族様に説明し、必要とする事由に同意を得て経過観察、記録、見直しに努めております。

○ 秘密保持 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密（要配慮個人情報含む）を何人にも漏らす事無く、また正当な理由なくして第三者に提供いたしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。